

食品情報と営業の自由

イントロダクション

2011年の東日本大震災では東電原発事故によって大量の放射能が漏れたが、地震後の情報は錯そうした。そのため、どこに放射能が漏れ、何にどのような影響があり、原発付近の食べ物は安全なのかといったことについて、疑心暗鬼の状況が続いた。特に、生活再建をはかるために農業や漁業に従事している人にとって、風評被害により商品が売れにくいという状況は生活負担に追い打ちをかけるものであった。この問題は原発事故に限らずいろいろな状況で起きうる問題であり、中途半端な情報を流してしまうと業者側の**営業の自由**（憲法22条）を侵害してしまう可能性がある。他方で、消費者にとっては食品に関する情報は重要であり、国は国民の安全を守らなければならない。それでは、安全に関わる問題が生じたとき、政府は積極的に国民に情報を提供すべきだろうか。

安全な情報（消費者） ⇄ 営業の自由（販売者）

Q 政府は食品の安全に関わる情報を積極的に提供すべきだろうか？

①安全の真偽がわからなくても情報提供すべきである ②政府は何も情報提供する必要はない ③安全かどうかの正確な情報がある場合にのみ情報提供すべきである

国会の対応

政府に対して食品の安全に関する情報提供を義務づける法律は存在しない。そのため、食品の安全について、どの時点でどのような情報を国民に知らせるかは政府の判断に任せられている。

ただし、食品に関する情報が野放しになっているわけではなく、食品を販売する業者側に対して食品の表示に関する法律はいくつか存在する。ただし、これまでは行政機関の管轄ごとに関連法律が存在し、JAS法は農水省、食品衛生法は厚労省、景品表示法は公正取引委員会、健康増進法は厚労省などが管轄していた。もっとも、2008年に消費者庁が設立されてからは、消費者庁がこれらの法律の執行部分の多くを担当することになったが、なお食品表示の方法などが統一されないままであった。そこで13年に**食品表示法**が制定され、表示

方法の統一がはかられている。

国会 ⇄ 業者
食品表示法

裁判所の判断

それでは、政府が食品の安全に関する情報を提供した場合に、風評被害によって業者側に損害が生じてしまったら、どうなるのだろうか。特に、その情報が正確な情報でなかった場合、業者側は**信用毀損***1を理由に政府に対して損害賠償請求をすることができそうである。

そのリーディングケースが、いわゆる**カイワレ訴訟***2である。この事件は、政府がO157による集団食中毒の原因がカイワレ大根にある可能性が高いという情報を流したため、カイワレ業者が大きな損害を受けたというものである。その後、O157の原因はカイワレ大根ではないことがわかり、業者側は国を相手取って損害賠償を請求する裁判を起こした。裁判所は、情報の正確性が不十分な時点で情報を提供したことが違法であるとして、国の損害賠償責任を認める判決を下した。

裁判所 ⇄ 国
業者側の損害賠償請求認容

COMMENT

政府に情報提供を義務づける法律が存在しなくても、政府は国民の安全を守る義務があると考えられている。そのため、政府は国民に対して情報を提供しなければならないが、それは適切な情報提供でなければならない。そうでなければ、業者に対して損害を与えてしまったときに責任を取る羽目になる。しかし、その見極めは難しいことが多く、情報が正確かどうかを判断している間に国民に大きな被害が出てしまう場合もありうる。また、ありのままの情報を提供すればいいのか、それとも国民が判断しやすいように加工修正した情報を提供した方がいいのかといった問題もあり、国民の情報リテラシーのあり方も問われるところである。

*1… 虚偽の情報を流して営業上の信用や財産上の信用を害することをいう。

*2… カイワレ訴訟には東京訴訟と大阪訴訟の2つがあるが、両方とも政府の情報提供が違法であったとしている。